

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 31 号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年瀬戸市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 に定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務取扱要綱第 1 条に規定する生活に困窮する外国人に対して行う生活保護の措置に関する事務とする。

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、愛知県特別障害者手当等支給要綱第 1 条に規定する在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため市が行う愛知県特別障害者手当等の支給の実施に関する事務とする。

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和 45 年愛知県規則第 29 号）第 1 条に規定する在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため支給する愛知県在宅重度障害者手当の支給の実施に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、愛知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年愛知県条例第4号）第1条に規定する心身障害者の保護者が死亡し、又は重度障害となった後の心身障害者に年金を支給する愛知県心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、瀬戸市障害者手当支給条例（昭和45年瀬戸市条例第14号）第5条第1項に規定する障害者で本市に居住するものに対して、手当を支給する障害者手当の支給に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、瀬戸市在日外国人福祉給付金支給要綱第1条に規定する国民年金の給付を受けることができない外国人に対して、福祉給付金を支給する在日外国人福祉給付金の支給に関する事務とする。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、瀬戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第2条に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成の実施に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、瀬戸市地域生活支援事業実施要綱第2条に規定する障害者等に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の状況等に応じて行う地域生活支援事業の実施に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、瀬戸市家族介護用品支給事業実施要綱第1条に規定する介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者のうち重度の要介護状態にある者を介護する家族に対して、介護用品支給券の交付により介護用品を支給す

る家族介護用品の支給に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、瀬戸市老人日常生活用具給付事業実施要綱第1条に規定するひとり暮らし老人等に対して、日常生活用具を給付する老人日常生活用具の給付に関する事務とする。

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、瀬戸市健康診断書料助成事業実施要綱第1条に規定する介護及び支援が必要な高齢者に対して、介護サービス等を利用する際に必要とされる健康診断書作成の費用の一部を助成する健康診断書料の助成に関する事務とする。

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、瀬戸市介護福祉手当支給要綱第1条に規定する介護保険法第9条に規定する被保険者のうち要介護の認定を受けた者に対して、手当を支給する介護福祉手当の支給に関する事務とする。

第14条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、瀬戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱第1条に規定する判断能力が不十分な高齢者、知的障害者又は精神障害者の権利擁護の促進のために行う成年後見制度利用の支援に関する事務とする。

第15条 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、瀬戸市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱第1条に規定する高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して、生活援助員を派遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する高齢者世話付住宅生活援助員の派遣に関する事務とする。

第16条 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条に規定する私立幼稚園の設置者に対して、当該設置者が保護者の経済的負担の軽減を図るための保育料及

び入園料を減免した場合に補助金を交付する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務とする。

第17条 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第1条に規定する遺児に対して、健全な育成及びその福祉の増進を図るため、手当を支給する愛知県遺児手当の支給に関する事務とする。

第18条 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、瀬戸市子育て短期支援事業利用実施要綱第1条に規定する児童を養育している家庭の保護者に対して、病気その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合で、乳児及び児童が緊急一時的に保護を必要とする場合、乳児院、児童養護施設において一定期間、養育又は保護する子育て短期支援事業の実施に関する事務とする。

第19条 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、瀬戸市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第1条に規定する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付する小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務とする。

第20条 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、瀬戸市健康診査費用徴収取扱要綱第1条に規定する健康増進法（平成14年法律第103号）第17条及び第19条の2に規定する健康診査の実施に対して、当該健康診査に要する費用の一部を徴収する健康診査費用の徴収に関する事務とする。

第21条 条例別表第1の20の項の規則で定める事務は、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）第2条に

規定する受給資格者に対して、健康の保持及び生活の安定のため、医療費を助成する母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務とする。

第22条 条例別表第1の21の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対して、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務とする。

第23条 条例別表第1の22の項の規則で定める事務は、瀬戸市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条に規定する受給資格者に対して、健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給する後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務とする。

第24条 条例別表第1の23の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第1条に規定する経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助をする就学援助費の支給に関する事務とする。

第25条 条例別表第1の24の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条に規定する特別支援教育対象者の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務とする。

（条例別表第2に定める事務及び特定個人情報）

第26条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務取扱要綱第2条に規定する生活に困窮する外国人（以下この条において「要保護者」という。）に対して行う生活保護の措置の決定に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、次のとおりとする。

(1) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者

- に係る生活保護実施関係（生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止をいう。）に関する情報
- (2) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当をいう。）の支給に関する情報
- (3) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務
- (4) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
- (5) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給をいう。）に関する情報
- (6) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る児童手当又は特例給付（児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

(7) 当該決定に係る要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付（介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給をいう。）の支給、地域支援事業（同法第115条の45に規定する要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う地域支援事業をいう。）の実施又は保険料（同法第129条の介護保険事業に要する費用に充てるための保険料をいう。）の徴収に関する情報

第27条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、愛知県特別障害者手当等支給要綱第4条に規定する愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該認定の請求を行う者又は請求を行う者の配偶者若しくは扶養義務者に係る地方税関係情報とする。

第28条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、愛知県在宅重度障害者手当支給規則第7条に規定する愛知県在宅重度障害者手当の支給の停止に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該支給の停止の確認を要する受給資格者又は受給資格者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第29条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、愛知県心身障害者扶養共済制度条例第9条に規定する愛知県心身障害者扶養共済制度の掛金又は口数の追加に係る掛金の全部又は一部の免除に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該免除する加入者又は加入者と同居している心身障害者の配偶者、父母、

子及び兄弟姉妹等に係る地方税関係情報とする。

第30条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、瀬戸市障害者手当条例第8条に規定する障害者手当の支給の制限等に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該制限等の確認を要する受給者に係る地方税関係情報とする。

第31条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、瀬戸市在日外国人福祉給付金支給要綱第8条に規定する在日外国人福祉給付金の支給の停止に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該支給の停止の確認を要する受給者に係る地方税関係情報とする。

第32条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、瀬戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第3条第2項に規定する助成の対象児に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象児の確認を要する対象児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第33条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、瀬戸市地域生活支援事業実施要綱第3条に規定する事業の実施に伴う利用者負担額又は助成の額の決定に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 瀬戸市地域生活支援事業実施要綱第3条第9項に規定する地域活動支援センター事業の利用者負担額の決定に係る当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (2) 瀬戸市地域生活支援事業実施要綱第3条第10項第2号（オ）に規定する自動車改造助成事業の自動車改造に要する経費の一部助成に係る当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税関

係情報

第34条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、瀬戸市家族介護用品支給事業実施要綱第2条に規定する要援護者とする要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該要援護者又は要援護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第35条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、瀬戸市老人日常生活用具給付事業実施要綱第2条第2項に規定する給付の対象者とする要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象者又は対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第36条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、瀬戸市健康診断書料助成事業実施要綱第3条に規定する助成の対象者とする要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象者又は対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第37条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、瀬戸市介護福祉手当支給要綱第3条第1項第3号に規定する手当の支給要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該支給要件となる要介護者又は当該要介護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第38条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、瀬戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱別表に規定する要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第39条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、瀬戸市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱第10条に規定する利用者の収入の現況報告に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該利用者又は当該利用者同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第40条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条に規定する補助金の額の区分となる対象園児の属する世帯に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象園児と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第41条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、愛知県遺児手当支給規則第6条の3に規定する愛知県遺児手当の支給の停止に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、支給の停止の確認を要する受給資格者又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者に係る地方税関係情報とする。

第42条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、瀬戸市子育て短期支援事業利用実施要綱第12条に規定する利用料の額の区分となる対象者の属する世帯に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象者又は当該対象者同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第43条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、瀬戸市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第6条に規定する費用の負担の額の区分となる対象者の収入に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該対象者又は当該対象者同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第44条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、瀬戸市健康診査費用徴収取扱要綱第7条に規定する健康診査を受けようとする者に対し、健康診査に要する費用の一部として徴収する徴収金の免除の決定に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該健康診査を受けようとする者又は当該健康診査を受けようとする者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第45条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例第2条に規定する受給資格者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該受給資格者又は当該受給資格者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第46条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対する後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第47条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、瀬戸市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条第6号に規定する受給資格者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該受給資格者又は当該受給資格者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第48条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第2条に規定する支給対象者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情

報とする。

第49条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条に規定する奨励費の支給区分となる保護者の収入に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

(条例別表第3に定める事務及び特定個人情報)

第50条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第2条に規定する支給対象者の要件に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

第51条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条に規定する奨励費の支給区分となる保護者の収入に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報とする。

(その他)

第52条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。